



茨城労働局発表 平成24年12月28日
【照会先】
茨城労働局 職業安定部職業対策課
課長 郡司 隆
高齢者対策担当官 黒川 浩之
(電話) 029 (224) 6219

報道関係者各位

高齢者雇用継続促進セミナーを開催します

～高齢者雇用安定法が一部改正されました～

平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を図るための高齢者雇用安定法が施行されます。改正のポイントは、次の4点です。

- 1 継続雇用制度の**対象者を限定できる仕組みの廃止**
- 2 継続雇用制度の**対象者を雇用する企業の範囲の拡大**
- 3 **義務違反の企業に対する公表規定の導入**
- 4 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する**指針の策定**

茨城労働局では、上記改正のポイントを中心に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)を広く周知するため、平成25年1月下旬から平成25年2月初旬にかけて県内5会場で説明会を開催します。

また、セミナーでは、先進企業の紹介や助成金制度の説明、外部講師による講演「改正高齢法と賃金改定について」もあわせて開催します。

なお、4月1日の施行に向けて改善が必要である企業(労働者数 31 人以上に限る。)に対して、別添文書により、セミナー受講について勧奨を行っています。

～開催日程～

- | | | | |
|------|---------------|--------|---------------|
| 土浦会場 | 平成25年1月25日(金) | 定員 80名 | ワークヒル土浦 |
| 水戸会場 | 平成25年1月30日(水) | 定員200名 | 茨城県職業人材育成センター |
| 鹿行会場 | 平成25年2月 1日(金) | 定員140名 | 茨城県鹿行生涯学習センター |
| 下妻会場 | 平成25年2月 7日(木) | 定員150名 | 下妻市立中央公民館 |
| 日立会場 | 平成25年2月13日(水) | 定員 90名 | 茨城県県北生涯学習センター |

開催時間は、各会場とも午後1時30分～午後4時までとなります。

☆茨城高齢・障害者雇用支援センター(Tel.029-300-1215)では、高齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高齢者雇用についての相談(無料)を行っています。

各 事 業 主 殿

茨城労働局職業安定部長
(公印省略)

高年齢者雇用継続促進セミナーの開催について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

高年齢者雇用対策業務の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経済社会の活力を維持していくためには、高齢者の方々が培ってきた知識・経験を活かしながら働き続けることのできる社会の実現が重要になっていることから、65歳まで希望者全員の雇用が確保される制度及び70歳まで働ける制度の導入の意義や必要性、制度導入に当たっての課題と解決策、先進企業の事例等をご紹介します。

また、急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢法）が一部改正され平成25年4月1日から施行されることから、その概要と留意事項について説明を行います。

つきましては、下記のとおりセミナーを開催いたしますので、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、主旨をご理解いただき担当者の参加について、ご配慮くださいますようお願いいたします。

なお、ご出欠につきまして平成25年1月18日（金）までにFAXでご返信願います。

記

- 開催日時
土浦会場 平成25年1月25日（金） 午後1時30分～午後4時
水戸会場 平成25年1月30日（水） 午後1時30分～午後4時
鹿行会場 平成25年2月 1日（金） 午後1時30分～午後4時
下妻会場 平成25年2月 7日（木） 午後1時30分～午後4時
日立会場 平成25年2月13日（水） 午後1時30分～午後4時
- 開催場所
土浦会場 定員 80名 土浦市木田余東台4-1-1 TEL029-826-2622
ワークヒル土浦 2階会議室
水戸会場 定員 200名 水戸市水府町864-4 TEL029-221-0203
茨城県職業人材育成センター 研修棟大研修室（B31）
鹿行会場 定員 140名 行方市宇崎1389 TEL0299-73-3877
茨城県鹿行生涯学習センター 大研修室
下妻会場 定員 150名 下妻市本城町3-36-1 TEL0296-43-7370
下妻市立中央公民館 2階大会議室
日立会場 定員 90名 日立市十王町友部2581 TEL0294-39-0012
茨城県県北生涯学習センター 3階多目的ホール
- 内 容
(1) 改正高齢法について
(2) 先進企業の事例紹介と助成金制度について
(3) 講演「高年齢者雇用継続促進セミナー」
～改正高齢法と賃金改定について～
講師 齋藤金融・年金・労務相談事務所
所長 社会保険労務士 齋藤 敬徳 氏
- 申込方法
別紙によりFAXにて茨城労働局職業安定部職業対策課あてお申し込みください。
各会場とも定員になり次第、締め切りとなります。

担当 茨城労働局職業安定部職業対策課 高齢者対策担当官 黒川浩之
TEL 029-224-6219 FAX 029-224-6279

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の**対象者を限定できる仕組みの廃止**
- 2 継続雇用制度の**対象者を雇用する企業の範囲の拡大**
- 3 **義務違反の企業に対する公表規定の導入**
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する**指針の策定**

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置（裏面参照）として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して

基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなければなりません。61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。



2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針の策定

今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針を、労働政策審議会における議論などを経て策定します。

この指針には、業務の遂行に堪えない人※を継続雇用制度でどのように取り扱うかなどを含みます。

※平成24年1月6日の労働政策審議会の建議では、「就業規則における解雇事由または退職事由に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできる」とし「この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められる」と示されています。

【高年齢者雇用確保措置とは】 高年齢者雇用安定法第9条

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 定年の引き上げ ② 継続雇用制度の導入 ③ 定年制の廃止

◆ 改正法や高年齢者雇用確保措置について詳しくは、**最寄りのハローワーク**へお問い合わせください。

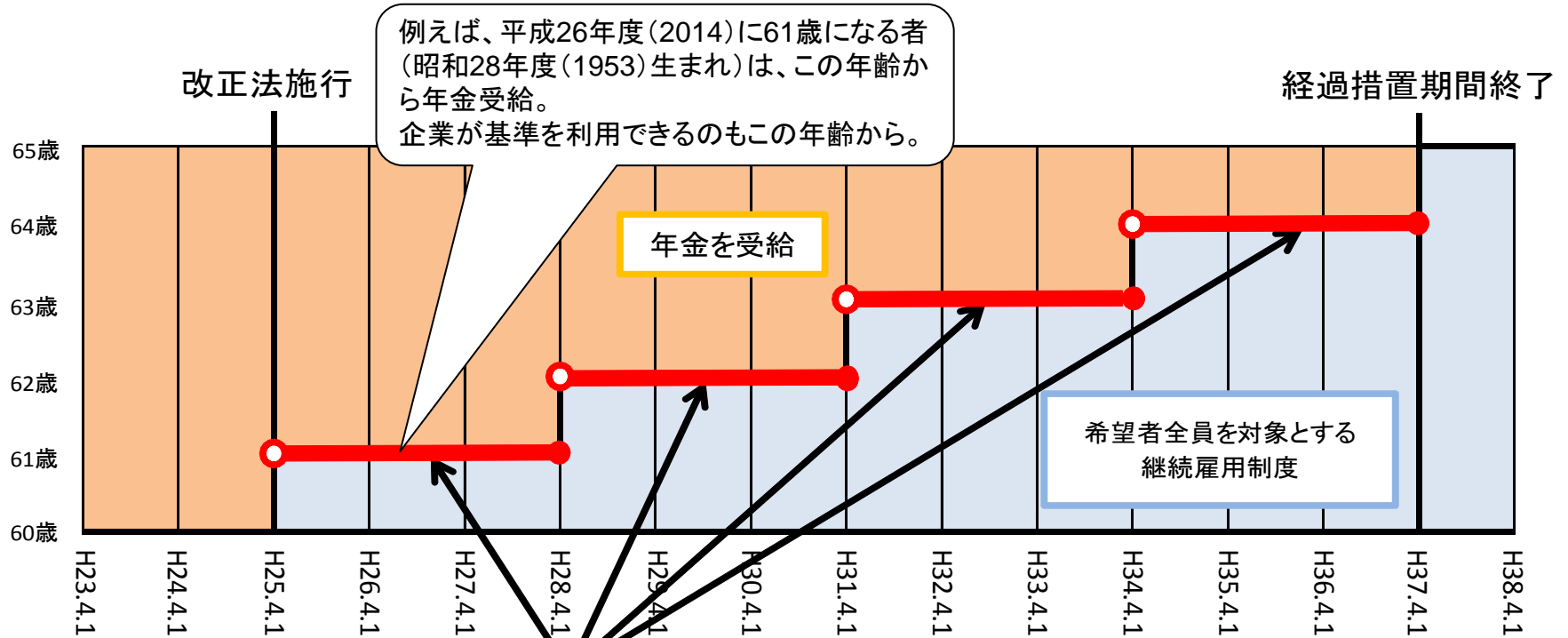
<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある**高齢・障害者雇用支援センター**では、高年齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高年齢者雇用についての相談を行っています。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>

経過措置のイメージ

現行の高齢法第9条第2項に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けている事業主は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、その基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設ける。



老齢厚生年金
(報酬比例部分)
受給開始年齢

この年齢に達してから継続雇用制度
の対象者基準を利用できる

H24年度に58歳、59
歳になる者は61歳
から年金支給

H24年度に56歳、57
歳になる者は62歳
から年金支給

H24年度に54歳、55
歳になる者は63歳
から年金支給

H24年度に52歳、53
歳になる者は64歳
から年金支給